

○海部地区急病診療所組合庁内管理規則

(平成13年7月2日)
規則第11号)

改正 平成21年9月7日 規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、庁内の使用の規制及び秩序の維持について必要な事項を定め、もって庁内における公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「庁内」とは、組合において組合の事務に供する建物及び駐車場で管理者の管理に属するものをいう。

(管理責任者)

第3条 管理者の委任を受けて庁内の使用の規制及び秩序の維持を行わせるため管理責任者を置く。

2 管理責任者は、事務局長をもって充てる。

3 管理責任者に事故があるときは、あらかじめ管理責任者の指定する職員がその職務を代理する。

(責任者等)

第4条 管理責任者は、必要があると認めるときは、職員の内から責任者及びその代理者を指定することができる。

2 責任者は、別表に定める区分に従い管理責任者の指示を受けて庁内の使用の規制及び秩序の維持を行う。

3 責任者に事故があるときは、第1項の代理者がその職務を代理する。

(庁舎の出入)

第5条 管理責任者は、庁舎に出入しようとする者に対しその氏名及び出入の目的を明らかにすることを求めることとする。

(出入口の開閉)

第6条 庁舎の出入口を閉じている時間は午後5時（診療時間を除く。）から翌日の午前8時30分までの範囲内において管理責任者が定める。ただし、土曜日、日曜日、祝休日は、午後9時からとする。

2 管理責任者は前項の場合のほか必要があると認めるときは、庁舎の出入口を開閉することができる。

(屋上の立入禁止)

第7条 何人も非常の場合を除き管理責任者の許可を受けずに屋上に立入ってはならない。

(火気の使用制限等)

第8条 庁内において責任者の承認を受けずに暖房器具その他火気の使用及びたき火等をしてはならない。

(会議室等の使用制限)

第9条 庁舎の会議室を使用して行う会議等は、おおむね次の各号に規定する会議等でなければならない。

(1) 管理者及び診療所長等が必要により招集する会議

- (2) 地方自治法第180条の5の規定による委員会
 - (3) 県及び出先機関の職員が出席し、組合行政にも関係のある団体の会議
 - (4) 会議の内容により課長以上の職員が出席する団体の会議
 - (5) 他の市町村から視察等のため来庁のときの会議
 - (6) その他管理者が必要と認める会議
- 2 前項の会議等により会議室を使用しようとする者は、別記様式による「診療所利用許可申請書」を管理責任者に提出しなければならない。
- (施設の使用許可等)

第10条 管理責任者は、前条の申請書を審査し、使用許可する。

- 2 前項の規定により使用を許可した施設に支障を生じた場合においては、管理責任者は、他の施設の使用を許可し、又はやむを得ない場合においては、その使用許可を取り消すことができる。
- (会議室での飲食の制限)

第11条 会議室においては、飲食を行うことはできない。ただし、管理責任者がやむを得ないと認める軽易な食事はこの限りでない。

(許可行為)

第12条 庁内において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、管理責任者が別に指定した行為については、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること
 - (2) ポスター看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲示等の方法により公衆の目に触れる状態に置くこと
 - (3) 所定の場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を置くこと
 - (4) 危険物を庁内に搬入すること
- 2 管理責任者は、必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 管理責任者は、第1項の規定により許可を与えたときは、許可済みの旨を明らかにするために許可証等を発行し必要な処置をとるものとする。

(禁止行為)

第13条 庁内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに庁内に立入ること
- (2) 示威又はけん騒にわたる行為をすること
- (3) 喫煙器具のない場所において喫煙すること
- (4) 故意に施設及び器具等を破損又は滅失すること
- (5) 面会の強要、乱暴な言動又は他人にけん悪の情をもたせる行為をすること
- (6) 通行の妨害となる行為をすること
- (7) 爆発又は引火のおそれがある物件の付近で火気を取扱うこと

(違反者等に対する処置)

第14条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、庁舎若しくは庁内への入場を拒否し、許可若しくは承認を取り消し、行為を禁止し損害額を賠償させ、又は退去若しくは物件の撤去を命ずる。

- (1) 第5条の規定による管理責任者の求めに対して氏名及び出入の目的を明らかにしない者
 - (2) 第7条、第8条、第9条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反した者
 - (3) 第12条第2項の規定により付された条件に違反した者
- 2 前項の場合において物件の撤去を命ぜられた者が故意に物件を撤去しないときは、管理責任者は当該物件を撤去することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、庁舎及び各室の使用、駐車場の指定その他庁内の使用の規制及び秩序の維持について必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表

区 分	責 任 者
庁舎、駐車場	総 務 課 長

別記様式

決裁	局長	係		受付年月日	平成 年 月 日
				受付番号	
診療所利用許可申請書					
平成 年 月 日					
海部地区急病診療所組合事務局長 殿					
住所					
利用責任者 氏名 殿					
電話番号					
利用室名	大会議室・小会議室				
利用目的 及び内容					
利用人員	男 人・女 人・計 人				
利用設備器具					
利用日時	平成 年 月 日 (曜日)			使用料 免除	
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
<p>厳守事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用前の準備・利用後のあと始末は係員の指示を受け火気に注意し清掃は利用者において行います。 2 許可された場所以外への立入り及び所定収容人員をこえて入場はしません。 3 診療所の建物・附属設備又は備品について損害を生じたときはその損害を弁償いたします。 4 診療所内では秩序を乱す行為はいたしません。 5 その他係員の指示に従うこと。 <p>上記のとおり診療所を利用したく申請いたします。</p>					

	許可年月日	平成 年 月 日
	許可番号	
診療所利用許可書		
住所 利用責任者 氏名 電話番号		
利用室名	大会議室・小会議室	
利用目的 及び内容		
利用人員	男 人・女 人・計 人	
利用設備器具		
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	使用料 免除
<p>許可条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用前の準備・利用後のあと始末は係員の指示を受け火気に注意し清掃は利用者において行うこと。 2 許可された場所以外への立入り及び所定収容人員をこえて入場はしないこと。 3 診療所の建物・附属設備又は備品について損害を生じたときはその損害を弁償すること。 4 診療所内では秩序を乱す行為はしないこと。 5 診療所利用許可書を持参の上提示すること。 6 その他係員の指示に従うこと。 <p>上記のとおり診療所の利用について条件を附して許可する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 海部地区急病診療所組合事務局長</p>		